

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： モンゴル国ウランバートル市環境インフラ整備に係る情報収集・確認調査

案件番号： 19a00550

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第4章 契約書（案）

2019年11月27日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2019年11月27日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：モンゴル国ウランバートル市環境インフラ整備に係る
情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年2月 ～ 2020年9月

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：契約第1課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日。ただし、競争参加資格確認を事前に行う場合は資格確認申請書の提出締切日。以下同じ。)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2019年12月4日12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり（prtm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年12月20日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2) 持参の場合、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイト
に提示される「各種書類受領書」を合わせて提出して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価
します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配
点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点
表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評
価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

| 当該項目の評価 | 評価点 |
|---|--------|
| 当該項目については極めて優れており、高い付加価値があ る業務の履行が期待できるレベルにある。 | 90%以上 |
| 当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分 期待できるレベルにある。 | 80~90% |
| 当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履 行が十分できるレベルにある。 | 70~80% |
| 当該項目については必ずしも一般的なレベルに達してい ないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。 | 60~70% |
| 当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難で あると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、 全体業務は可能と判断されるレベルにある。 | 40~60% |
| 当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内 | 40%以下 |

| |
|--|
| 容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。 |
|--|

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

| |
|---|
| 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、技術評価点に一律2点の加点(若手育成加点)を行います。 |
|---|

| |
|--|
| 若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。 |
|--|

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時: 2020年1月17日(金) 14時30分~

2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 208会議室

➤ 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった

場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年1月24日（金）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができな
いと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知
します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約
交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示
を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂
ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込
みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト
上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関
係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表し
ます。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参
照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさ
せていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めてい
ること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみ

に使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

1. 調査の背景・経緯

モンゴル国の首都ウランバートル市では近年の急激な人口増に伴い、各種の都市環境問題が深刻となっており、住民生活に大きな影響を及ぼしている。中でも、世界最悪レベルとも言われる大気汚染への対策はモンゴル国政府の優先課題となっており、JICAも2010年から技術協力を通じて継続した支援を行ってきた。

また、モンゴル国では産業の多角化により非鉱業セクターを育成することが、持続的な経済発展の実現に欠かせず、中でも、皮革・カシミア等の農畜産品加工業や観光業の潜在力が注目されており、産業振興の取り組みが積極的に進められている。しかし、環境アセスメントや適切な環境規制及び汚染処理対策がなされないまま産業振興が進められると、新たな公害を発生させる可能性がある。

下水処理については、1964年より稼働している中央下水処理場の老朽化が著しいことに加えオペレーション上の課題も重なり、排出基準値を満たしていない処理水を放流し、結果としてウランバートル市内を流れるトーラ川の水質汚濁を招いている。さらに、中央下水処理場には、皮革工場からの重金属を含有した産業排水等、適切な前処理がされていない産業排水が流入するという課題を抱えており、本来の処理能力を超える汚濁負荷を受け、排出される下水汚泥の処分も適切にされていない状況にある。

廃棄物管理に関しても、JICAはこれまで開発調査・無償資金協力・技術協力プロジェクトを組み合わせた支援を行ってきたが、ウランバートル市の人口増が続いた結果、現在でも年間110万トンの固形廃棄物が住宅、公共施設、商業施設から排出されており、現在稼働している最終処分場の埋め立て容量を超えた処理を余儀なくされている。市街地だけではなく、ウランバートル市郊外のテレルジ国立公園においては、観光開発がすすめられた結果として廃棄物問題が深刻となっている。加えて、下水汚泥を始めとした産業廃棄物に関する制度構築がなされていないため、経済成長が進むにつれ、廃棄物の問題はより深刻になることが予想される。

このようにウランバートル市の環境問題が複雑・深刻化するなか、モンゴル政府は、上位政策文書「モンゴル国持続可能な開発ビジョン2030（SDV2030）」（2016年2月）において「持続的自然環境開発」の項目を設け、その中で上下水道の管理、地球規模課題でもある気候変動対策、および自然環境保護について目標を定めている。また、「大気汚染・環境汚染国家プログラム」（2017年3月）では、各環境問題に対してインフラ整備を含めた具体的な目標設定がされている。

外務省対モンゴル国別開発協力方針（2017年12月）では、「環境と調和した均衡ある経済成長の実現」を重点分野の一つとして設定し、開発課題「環境に優しい安全な都市の開発」、協力プログラム「環境に優しい安全な都市の開発プログラム」の一環として都市環境問題の解決に資する「質の高い」環境インフラ整備の支援を位置付けている。また、モンゴル国JICA国別分析ペーパー（2017年9月）では、環境に優しい安全な都市の実現に貢献するため、住民生活に大きな影響を及ぼしている都市環境問題への対応に注力すると分析している。

このような背景から、現状の都市環境問題の解決や環境に配慮した非鉱業セクターの振興を図るためには、環境アセスメント等の制度整備や人材育成に加え、世界的に需要が急拡大している環境インフラの導入・普及により、環境と経済の両立をいち早

く実現することが期待される。このため、本調査はJICA既往事業のレビュー及び現状調査の結果に基づいた課題の分析と解決手法の整理をもって、今後の環境インフラ整備に関する協力案件の検討を行うものである。なお、本調査の結果を踏まえ、円借款による協力を検討する場合には別途協力準備調査を実施し具体的な検討を行うこととする。

2. 調査の目的と範囲

本調査では、「1. 業務の背景」を踏まえ、各環境問題、インフラ整備の優先度やニーズ、モンゴル国JICA国別分析ペーパー、他ドナー（ADB、世界銀行など）の支援動向等に係る情報を把握・分析した上で、これまでのJICAによる協力実績や本邦企業の環境ビジネス展開という観点から本邦技術やノウハウの活用の可能性も考慮に入れつつ、有償資金協力（円借款、海外投融資等）を通じた新規プロジェクト候補の検討及び案件概要の作成を目的とする。ただし、本調査は今後の協力を約束するものではないことに留意し、モンゴル国政府関係者に誤解を与えないよう配慮すること。

3. 調査実施上の留意事項

（1）本調査の対象地域

モンゴル国 ウランバートル市

（郊外ナライハ区・バガノール区・バガハンガイ区を含む）

（2）主な調査対象機関

調査対象機関については、モンゴルの自然環境・観光省(MET: Ministry of Environment and Tourism)、道路・運輸開発省(MRTD: Ministry of Road, Transport and Development)及びインフラ整備に係る他関係省庁、各関係公社、ウランバートル市役所(UBCG: Ulaanbaatar City Government)等、並びに他ドナー機関、本邦企業等を想定しているが、これら以外に適切な対象機関があれば、プロポーザルにて提案すること。

（3）本調査の対象範囲

本調査では、有償資金協力（円借款・海外投融資）、特に円借款による将来的な事業化に資する情報収集を念頭に置き、ウランバートル市での環境インフラ整備に関する今後のJICAの協力案件の検討を行うことを目的としている。

「1. 調査の背景」を踏まえ、以下の課題に焦点をあてた調査・協力方針の検討を行うこととする。

- ・大気汚染対策（渋滞解消を目的とした道路交通インフラ整備を含む）
- ・水質汚濁対策（汚水・排水処理（雨水排除を含む）、汚泥処分、衛生施設等）
- ・廃棄物管理
- ・気候変動緩和（省エネルギー、再生可能エネルギー含む）

（4）開発計画との整合性

本調査の実施にあたり、モンゴル国の開発計画（「持続可能な開発ビジョン2030（SDV2030）」、「公共投資計画（PIP）」等）ならびに「ウランバートル市マスター

プラン2020及び開発方針2030」を参照し、開発計画を理解した上で円借款を中心とする将来的な事業化に資する情報収集を行うことに留意する。

(5) これまでの協力実績を踏まえた調査

本調査の実施に当たっては、JICAがこれまで実施済み／実施中の協力の内容・結果を積極的に活用するとともに、調査活動の重複を避けるよう留意する。具体的には、内容の整合性を確認しつつ、情報のアップデート及び不足情報の補足を行い、効率的な作業を行うことが求められる。また、他ドナーや日本政府（環境省等）による事業（二国間クレジット制度(JCM)や緑の気候基金(GCF)含む)の成果及び課題を踏まえた現状分析、ニーズ把握を行うこと。

大気汚染分野に関しては現在技術協力案件を実施中であり（「ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクトフェーズ3」（2018年11月～2023年4月））プロジェクト成果の活用が今後の事業展開においても期待されることから、改良燃料をモンゴル国内にて普及させるための事業、同プロジェクトフェーズ2（2013年12月～2017年6月）終了時に確認された今後の大気汚染対策に関する展望を含めて、事業化に資する情報を収集する。

(6) 本邦技術の活用に関する分析

有償資金協力の新規プロジェクト案の検討にあたっては、モンゴル国の経済成長・インフラ開発に裨益することを前提としつつ、同国での本邦企業のビジネス展開の可能性を考慮に入れることとする。本邦企業の関心が高く、かつ本邦技術やノウハウの活用の可能性が期待され、本邦企業の海外進出に直接的・間接的に資するプロジェクトの検討・形成という観点から、有償資金協力（円借款、海外投融資等）による新規プロジェクト候補を具体的に絞り込んでいく。

本邦企業の技術（特に北海道等の寒冷地技術）を活用したインフラ整備の可能性については、本邦企業にもヒアリングを行うとともに、相手国政府・実施機関のニーズや意向を確認しつつ、検討を行うこととする。また、先進的な技術を活用したインフラ整備を行った後、先方実施機関により適切な運営・維持管理が行われるために必要な体制構築及びその課題についても確認をすること。

なお、本調査に係る提案については、ファイナル・レポートには技術の概要のみを記載することとし、企業から収集したデータについては、当該技術を有する本邦企業や本邦技術の比較優位等、詳細情報について取りまとめ、発注者に別途提出する。

(7) 有償資金協力の候補案件

現時点では、有償資金協力の候補案件として以下のようなプロジェクトを想定しているが、調査を通じて、以下で示す施設・技術以外の候補案件についても検討を行う。相乗効果を見込める場合には、複数の中小規模コンポーネントを組み合わせたプロジェクト候補の検討も行うこととする。

なお、候補案件の素案についてもプロポーザルで提案すること。

【大気汚染対策】

・改良石炭焚き温水供給ボイラ（Heat Only Boiler: HOB）の導入や、再生可能エネルギーや焼却炉設備等を用いたセントラルヒーティングの促進

- ・石炭代替燃料（合成ガス（SYNガス）、液化石油ガス（LPG）、ジメチルエーテル（DME）等）製造プラントの導入による、ウランバートル市全体的な熱源改善
- ・改良燃料の製造プラント建設
- ・渋滞解消を目的とした交差点改良（フライオーバー、アンダーパス等）、信号システム改善（Remote Sensing Device（RSD）の普及等）

【水質汚濁対策】

- ・皮革工場団地における産業排水処理場
- ・ゲル地区（遊牧民の伝統的な移動式住居や簡易な戸建て住宅が集まる郊外地区であり、市人口の約6割が居住しているが、暖房供給システムや上下水道等の公共施設が整備されていない）における污水处理施設
- ・下水・排水の管渠整備・更新
- ・下水汚泥を活用した発電・熱供給施設

【廃棄物管理】

- ・廃棄物発電・熱供給施設（焼却施設）
- ・廃棄物の中間処理施設・最終処分場

【気候変動緩和】

- ・省エネルギー技術の導入
- ・蓄電池導入による再生可能エネルギーの有効活用
- ・ヒートポンプ、蓄熱ヒーターの導入

調査結果を踏まえ、候補案件として提案される施設・設備を有償資金協力案件として実施した場合に生じると考えられる先方負担事項についても提言を行う。

（８）今後の支援方針にかかる提言

日本政府「インフラシステム輸出戦略」では、我が国が優位性を持つ技術や知見・ノウハウの活用が不可欠であり、制度構築や人材育成などソフトインフラの海外展開に関する取り組みを一層充実させるとともに、ソフトインフラの支援からハードインフラの展開へとつなげる戦略的な取組が必要とされていることから、有償資金協力の開発効果最大化のために技術支援が必要かつ効果的・効率的な施設・設備運営に有用と考えられる事項については、技術支援の内容を検討し、JICAへの提言としてとりまとめる。

（９）関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際しての関係機関との必要なアポイントメントの取り付けは、原則として受注者が行うことを前提とするが、発注者は、モンゴル政府関係機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じ、各機関との初回のアポイントメントの取付を行い、円滑な調査実施のための協力を行う。

（１０）書面での確認

本調査の中でヒアリングを通じて収集した情報については、口頭のみならず、政府

文書や法律等、根拠文書を確認すること。また、関係機関との協議内容や決定事項は、必ず書面で先方と合意する。

4. 調査の内容

上記「3. 調査実施上の留意事項」を踏まえ、現地及び国内において以下の業務を実施する。受注者は、以下に示す想定される活動内容を勘案し、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、作業工程をプロポーザルにて提案すること。

【第1回 国内作業】（2020年2月上旬～2020年3月中旬）

（1）業務実施計画及びインセプション・レポートの作成

業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。また、関連資料の分析・検討を行い、調査全体方針・方法を検討したうえで、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票等、現地調査開始に必要な資料を作成する。なお、モンゴル関係機関へのインセプション・レポート説明用資料として、インセプション・レポートの要旨をまとめた資料（モンゴル語、PowerPoint形式）を別途作成すること。これらの内容について発注者の事前承認を得る。

（2）関連基礎情報の収集・整理

既存の関連資料・情報・データを整理、分析、検討する。

（3）本邦企業の技術革新動向確認

我が国の民間企業（特に北海道等の寒冷地技術）等へのヒアリングを行い、環境分野において、我が国に比較優位のある技術に関する情報収集を行い、モンゴル国の開発ニーズを踏まえた適用可能性を検討する。

（4）現地調査方針の確認

既存資料の分析や本邦企業の動向確認の結果を踏まえ、現地調査方針につき、発注者の承認を得る。また、想定される新規プロジェクト候補について関係者との意見交換を行う。

【現地調査】（2020年3月下旬～2020年6月下旬）

（1）インセプション・レポートの説明・協議

現地関係機関に対し、インセプション・レポートの説明・協議を実施する。本調査のアウトプット、実施方法、実施体制等、本調査の概要を共有する。

（2）関連情報の収集・整理・分析

ウランバートル市における環境問題及び環境インフラ整備に係る以下の項目に関し、既存資料・調査・開発計画のレビュー及び現状のヒアリングや現地確認を通じて最新の状況を確認する。他に特記すべき内容があればプロポーザルに含めること。

① 環境課題の現状把握・課題分析

② 今後、発生・深刻化が予見される環境課題の整理

- ③ 行政による環境管理の取り組み
- ④ 民間による環境管理の取り組み
- ⑤ 他ドナーの動向
- ⑥ 想定される新規プロジェクト候補の検討（本邦技術・ノウハウの活用に関する検討を含む）
- ⑦ ⑥にて挙げられたプロジェクト候補について関係機関との意見交換を行う。

【第2回 国内作業】（2020年7月上旬～8月中旬）

（1）今後の発注者の支援案件についての検討・提言

第1回国内作業及び現地調査の結果を踏まえ、新規プロジェクト候補を検討しロングリストを作成した後、発注者による資金協力支援の可能性が特に高い案件を5件程度に絞り込んだショートリストを作成する。さらに、ショートリスト掲載の案件について案件概要表（案）を作成し、発注者と協議を行う。

なお、案件概要表（案）には、以下内容を含めること。

- ・ 想定される建設サイト候補地（土地収用や住民移転の可能性も確認）
- ・ 活用が期待される本邦技術（工事・処理方法等）
- ・ 想定される運営及び維持管理体制
- ・ 事業スケジュール
- ・ 実施体制
- ・ 想定事業概算金額
- ・ 想定される気候変動緩和ポテンシャル：温室効果ガス排出削減量等

新規プロジェクト候補を絞り込む際には、その選定基準として、①開発効果の観点、②投資効果の観点、③本邦技術活用の観点、を採用することとし、絞り込み過程においてJICAとの協議を実施すること。なお、複数のコンポーネントを組み合わせたプロジェクト候補も検討可能とする。

また、有償資金協力の開発効果最大化のために技術支援が必要であれば、技術支援内容（PDM上のプロジェクト目標、成果項目、活動実施対象機関等）も併せて提案する。

（2）ドラフト・ファイナル・レポートの作成、提出、説明・協議

国内作業及び現地調査の結果をまとめたドラフト・ファイナル・レポートを作成し、発注者に提出し、説明・協議を行う。

（3）ファイナル・レポートの作成

上記を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポートに対する発注者からのコメントを受けて、ファイナル・レポートを作成し、発注者に提出する。

5. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、（3）を最終成果品とする。最終成果品の提出期限は、2020年8月末を予定している。なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。また、ドラフト・ファイナル・レポート及びフ

ファイナル・レポートは冒頭に要約をつけ、本文では結論と最低限の根拠を示すこととし、巻末に補足資料あるいは結論を導く根拠をつける構成とする。

(1) インセプションレポート

提出時期：調査開始時（2020年2月下旬を想定）

部数：和文、英文（電子データ）

記載内容：調査実施基本方針、調査方法、調査項目、調査内容、調査実施体制、ヒアリング先、第一回現地渡航での調査事項（ヒアリング項目含む）、調査の詳細なスケジュール。

(2) ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期：2020年7月末

部数：和文10部、英文10部（簡易製本）

記載内容：「4. 調査の内容」の全項目。

(3) ファイナル・レポート

提出時期：2020年8月末

部数：和文10部、英文10部、モンゴル語文10部、（いずれも製本）

CD-R1枚（和文、英文、モンゴル語文）

記載内容：「4. 調査の内容」の全項目。

ドラフト・ファイナル・レポートに係るJICAのコメントを踏まえ、加筆・修正を行い、作成することとする。また、別添資料として、「3. 調査実施の留意事項（6）」で示した、本邦企業の技術詳細を整理した資料を提出すること。

別紙：報告書目次案

(別紙)

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、JICAと適宜協議の上、調査を行うものとする。なお、以下目次案中のカッコ書き部分は、当該項目内で特に詳細な調査を要する事項を示す。

第1章 調査の概要

1-1 調査の背景

1-2 調査の概要

1-2-1 調査の目的

1-2-2 調査対象地域

1-3 調査団と調査工程

1-3-1 調査団の構成

1-3-2 調査スケジュール

第2章 環境課題の基礎情報、行政及び民間による取り組み（政策・計画、法制度、現地企業の技術など）

第3章 今後、発生・深刻化が予見される環境課題及び他セクターへのインパクト

第4章 環境管理事業に関する他ドナーおよび緑の気候基金（GCF）活用の動向

第5章 調査結果の総括

5-1 有償資金協力候補案件のロングリスト

5-2 案件絞り込み検討

5-3 有償資金協力候補案件のショートリスト

5-4 候補案件概要表

5-5 有償勘定附帯技術支援の検討

5-6 有償勘定附帯技術支援の案件概要表

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
注) 類似業務：環境管理に係る各種業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／インフラ開発計画
- 大気汚染対策／気候変動緩和

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／インフラ開発計画）】

- a) 類似業務経験の分野：環境インフラ整備に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：モンゴル国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 大気汚染対策／気候変動緩和】

- a) 類似業務経験の分野：大気汚染対策／気候変動緩和に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：モンゴル国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年2月上旬から業務を開始し、2020年3月下旬から6月下旬にかけて現地調査を行い、2020年7月末にドラフト・ファイナル・レポート、2020年8月末にファイナル・レポートを提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 12 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適と考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／インフラ開発計画（評価対象）（2号）
- ② 大気汚染対策／気候変動緩和（評価対象）（3号）
- ③ 下水・排水関連施設／汚水・汚泥処理施設
- ④ 廃棄物処理施設

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

本業務においては現地再委託を想定していません。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

本業務において対象とする項目はありません。
- (4) 以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。

本業務において対象とする項目はありません。
- (5) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (6) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ウランバートル（モンゴル航空）
- (7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、一般業務費（賃料借料）で計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料として、機材費（機材購入費）に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 配布資料

- 「ウランバートル市上下水セクター開発計画策定調査」（2012年4月～2013年2月）最終報告書
- 「モンゴル国ウランバートル市工場排水対策に係る情報収集・確認調査」（2019年2月）最終報告書
- 「使用済み自動車用バッテリーの適正処理と再資源化に関する調査」（2019年2月）基礎調査報告書
- 「モンゴル国中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業（中小企業金融に係る制度構築支援）」最終報告書
- 「持続可能な開発ビジョン2030」（2016年2月国会承認）和文仮訳
- Profile on Environmental and Social Considerations in Mongolia(JICA)

(2) 公開資料

【都市・地域開発】

- 「ウランバートル市都市計画マスタープラン・都市開発プログラム策定調査」（2010年6月～2013年3月）最終報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000247922.html>)
- 「モンゴル国地域総合開発に係る情報収集・確認調査」（2016年）最終報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030036.html>)

【大気汚染対策】

- 「ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクトフェーズ2」（2013年12月～2017年6月）プロジェクト業務完了報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031821.html>)
- 「ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクトフェーズ3」（2018年11月～2023年4月）詳細計画策定調査報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000038240.html>)

【廃棄物管理】

- 「ウランバートル市廃棄物管理能力強化プロジェクト」（2009年10月～2012年10月）プロジェクト完了報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000006848.html>)
同報告書 データブック
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000006849.html>)

【気候変動対策】

- 「国家温室効果ガスインベントリの継続的な改善サイクル構築にかかる能力向上プロジェクト」（2017年11月～2021年10月）詳細計画策定調査報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000034453.html>)

【その他】

- 「モンゴル・中央アジア・コーカサスー北海道 民間連携情報収集・確認調査」（2016年）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025789.html>

- アジア地域 モンゴル・中央アジア・コーカサス-北海道 民間連携情報収集・確認調査ファイナルレポート モンゴル版（2016年）
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025791.html>)
- 「モンゴル国農牧業セクターにかかる情報収集・確認調査」最終報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032869.html>)
- 「モンゴル国中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業（中小企業金融に係る制度構築支援）（有償勘定技術支援）（2018年）ファイナルレポート」
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000035784.html>)
- 公共投資計画策定能力強化プロジェクト（2019年2月～2023年2月）
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000033509.pdf>)

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

| 評価項目 | 配点 | |
|--------------------------------------|---------|----------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (40) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 18 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 18 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4 | |
| (4) その他(実施設計・施工監理体制) | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (50) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価 | (34) | |
| | 業務主任者のみ | 業務管理グループ |
| ① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／インフラ開発計画 | (34) | (13) |
| ア) 類似業務の経験 | 13 | 5 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 3 | 1 |
| ウ) 語学力 | 6 | 2 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 7 | 3 |
| オ) その他学位、資格等 | 5 | 2 |
| ② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者 | () | (13) |
| ア) 類似業務の経験 | | 5 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | 1 |
| ウ) 語学力 | | 2 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | | 3 |
| オ) その他学位、資格等 | | 2 |
| ③ 業務管理体制、プレゼンテーション | — | (8) |
| ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション | — | |
| イ) 業務管理体制 | — | 8 |
| (2) 業務従事者の経験・能力：大気汚染対策／気候変動緩和 | (16) | |
| ア) 類似業務の経験 | 8 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2 | |
| ウ) 語学力 | 3 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3 | |

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 対象国名 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 東・中央アジア部東アジア課の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン
「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」

を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (QCBS 対応新方式) (2019 年 4 月)」を挿入する。

- (2) 第 27 条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション 1：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第 17 条第 1 項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第 1 回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第 2 回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

【オプション 2：契約履行期間を分割して契約書を締結する場合】

(契約の分割)

第〇条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、付属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、付属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

【オプション 3：詳細設計業務の場合】

(瑕疵担保等)

第〇条 発注者は、約款第 13 条第 4 項に基づく成果品の引渡しを受けた後において、当該成果品に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、約款第 13 条第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第 1 項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、約款第 13 条第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定による検査の合格の日から 3 年以内に行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、成果品の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことのできる期間は、検査合格の日から 10 年とする。

- 5 発注者は、成果品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を遅滞なく受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 第1項の規定は、成果品の瑕疵が発注者の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその指示等が不相当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

(一括確定額請負)

第●条 以下の各号に示す部分業務については、約款第14条の規定にかかわらず、以下の各号に示す成果品が約款第13条に規定する確認検査に合格したことをもって、付属書Ⅲ「契約金額内訳書」に規定する金額を確定し、支払の請求を行うことができるものとする。

(1) ○○○の水理模型実験(特記仕様書第○条(●)参照)

成果品: ○○○水理模型実験最終報告書(特記仕様書第●条(△)参照)

(2) ■■■■■設計業務(構造)(特記仕様書第○条(●)参照)

成果品: ■■■■■にかかる技術仕様書及び設計図面(入札図書案の一部)
(特記仕様書第●条(■)参照)

注) ランプサム(一括確定額請負)型を一部業務に適用した場合、当該一部業務に対する(確定)報酬額は、付属書Ⅲ「契約金額内訳書」において、「確定金額請負分」の項目を追加で設けた上で、当該(確定)報酬額を記載することとします。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。